

学校評議員制度等及び学校運営協議会設置状況 (平成18年8月1日現在)

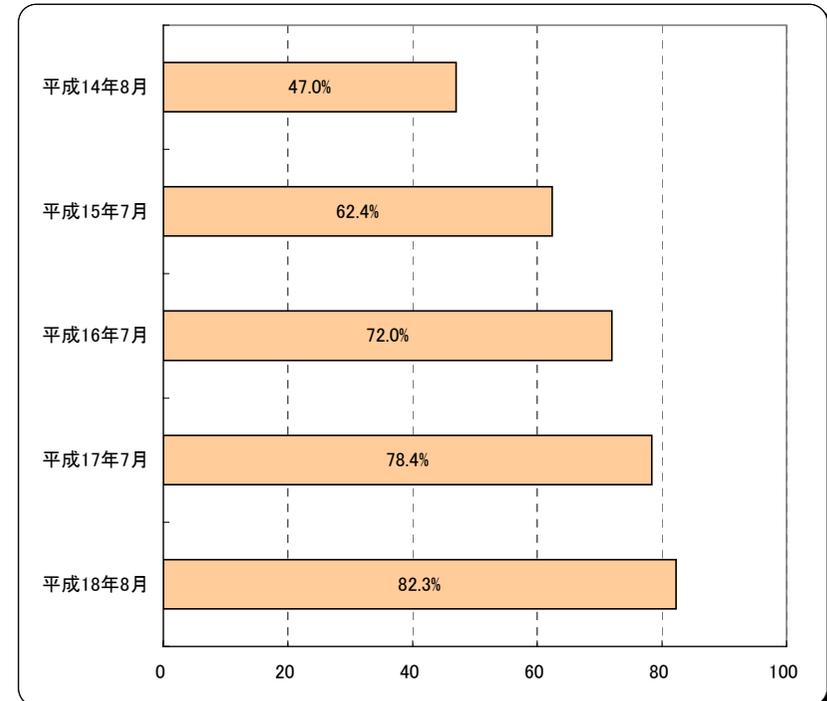
資料4

(文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室・学校評価室 調べ)

■ 公立学校数における学校評議員の設置状況

		割合		校数	
		平成18年度8月1日現在		平成18年度8月1日現在	
		(平成17年度8月1日現在)		(平成17年度8月1日現在)	
全公立学校数 (中等教育学校、盲・聾・養護学校を含む)		42,586 (42,998)	82.3% (78.4)	35,042 (33,694)	
内訳	幼稚園	5,243 (5,329)	35.5% (32.2)	1,860 (1,717)	
	小学校	22,249 (22,478)	88.2% (83.7)	19,619 (18,816)	
	中学校	10,113 (10,171)	88.5% (84.5)	8,944 (8,593)	
	高等学校	4,034 (4,078)	92.4% (91.0)	3,728 (3,710)	

■ 学校評議員設置状況の推移(平成14年～平成18年)



■ 参考: **学校運営協議会**を設置している学校数は、**全国で75校**(平成18年8月1日現在)
※平成19年2月7日現在では全国で142校

(注1)「**学校評議員制度**」:平成12年4月、文部科学省令において制度化。校長の求めに応じて、校長に対して意見を述べる事ができる制度。

(注2)「**学校評議員類似制度**」:その趣旨や目的が学校評議員とほぼ同じ制度のうち、学校評議員制度の要件を一部満たしていない制度。

(注3)「**学校運営協議会**」:地教行法第47条の5に基づき、①学校運営に関する基本的な方針の承認②教職員人事に対して意見を述べる事等ができる機関。

学校評議員制度等及び学校運営協議会設置状況(平成18年8月1日現在)

■学校評議員制度について

学校評議員制度は、校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くための制度であり、学校教育法施行規則第23条の3等(文部科学省令)により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に置くことができるとされている。(平成12年4月施行)

(参考)学校教育法施行規則

第二十三条の三 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(第56条、第65条等により、中学校、高等学校等に準用)

⇒ **校長が**、学校運営に当たり、学校の教育目標・計画や地域との連携の進め方などに関し、**保護者や地域住民の意見を聞くとともに、その理解や協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことが期待される。**

学校評議員制度等

: 学校評議員制度・学校評議員類似制度・その他の地域参加制度

●学校評議員類似制度

その趣旨や目的(開かれた学校づくりを目指して地域や保護者の意見を校長が聞く制度)が学校評議員とほぼ同じ制度のうち、委員の委嘱を教育委員会ではなく学校単位で行っているなど**学校評議員制度の要件を一部満たしていない制度**。

●その他の地域参加制度

その趣旨や目的(開かれた学校づくりを目指して地域や保護者の意見を校長が聞く制度)が学校評議員とほぼ同じ制度のうち、学校や教育委員会が、地域住民や保護者に学校の教育活動などについての意見を述べる機会を設定しているものの、**任命・委嘱が行われない制度**。

■本調査の対象・基準日

- ・対象: 全ての都道府県・市区町村教育委員会及び全ての国公立学校
- ・調査基準日: 平成18年8月1日

学校評議員制度等及び学校運営協議会設置状況(平成18年8月1日現在)

■学校運営協議会制度について

学校運営協議会制度は、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現することを目指し、平成16年6月から制度化(制度施行は同年9月から)されている。

(根拠条文)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

(1)設置

- ・学校運営協議会は、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により、指定する学校ごとに置くことができる。

(2)権限

- ・学校運営協議会は、大きく、①校長の策定する学校運営の基本的な方針を承認する権限、②当該学校の教職員の任用に関して意見を述べる権限を持っている。

(3)任命

- ・学校運営協議会の委員は、保護者や地域住民の中から、学校運営協議会を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

学校運営協議会の主な役割

○校長の作成する学校運営の基本方針の承認

○教職員の任用に関して、教育委員会に意見

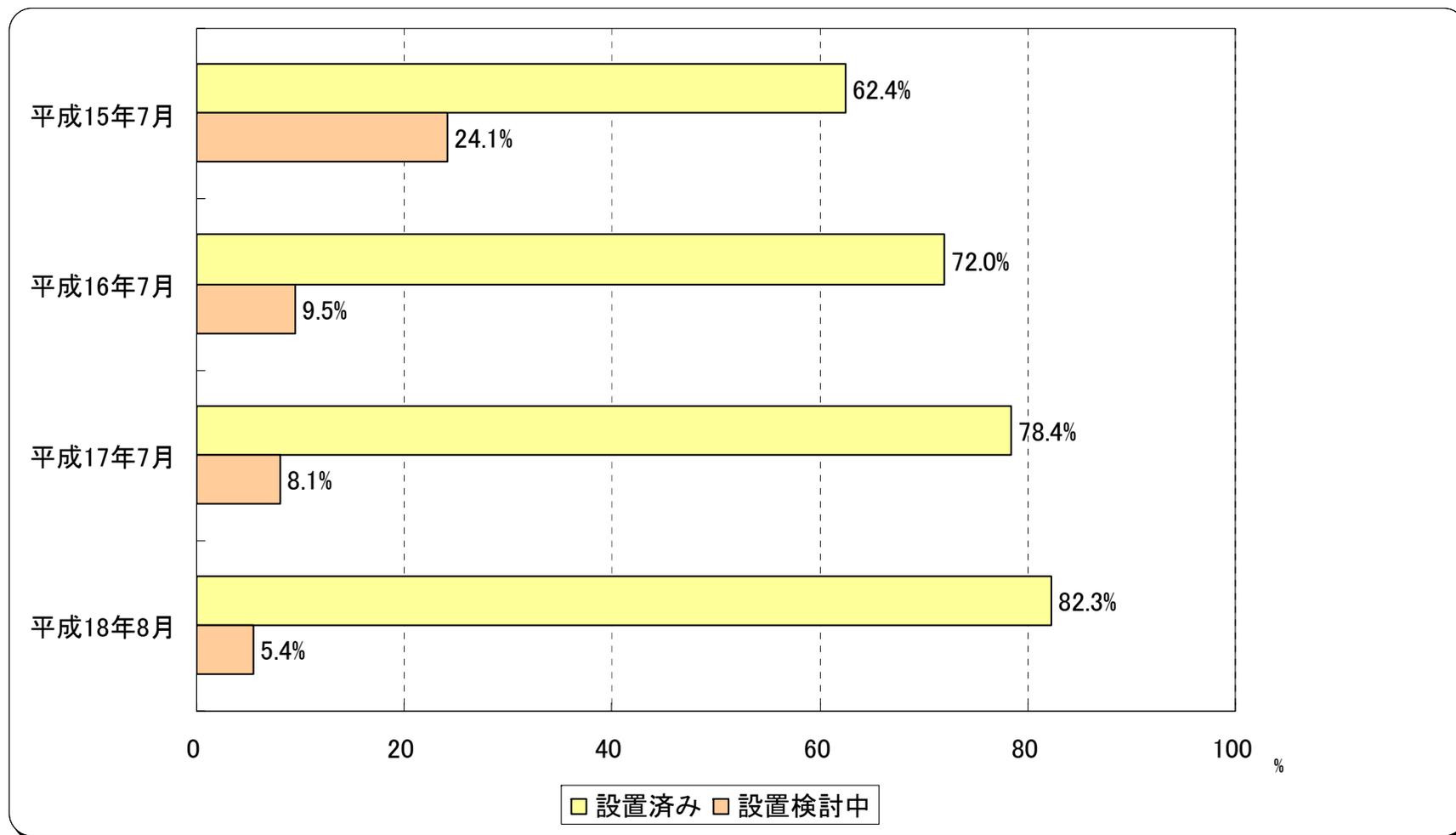
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

■本調査の対象・基準日

・対象： 全ての都道府県・市区町村教育委員会及び全ての公立学校

・調査基準日：平成18年8月1日

1. 学校評議員(類似制度含む)を設置している学校数の推移(公立)

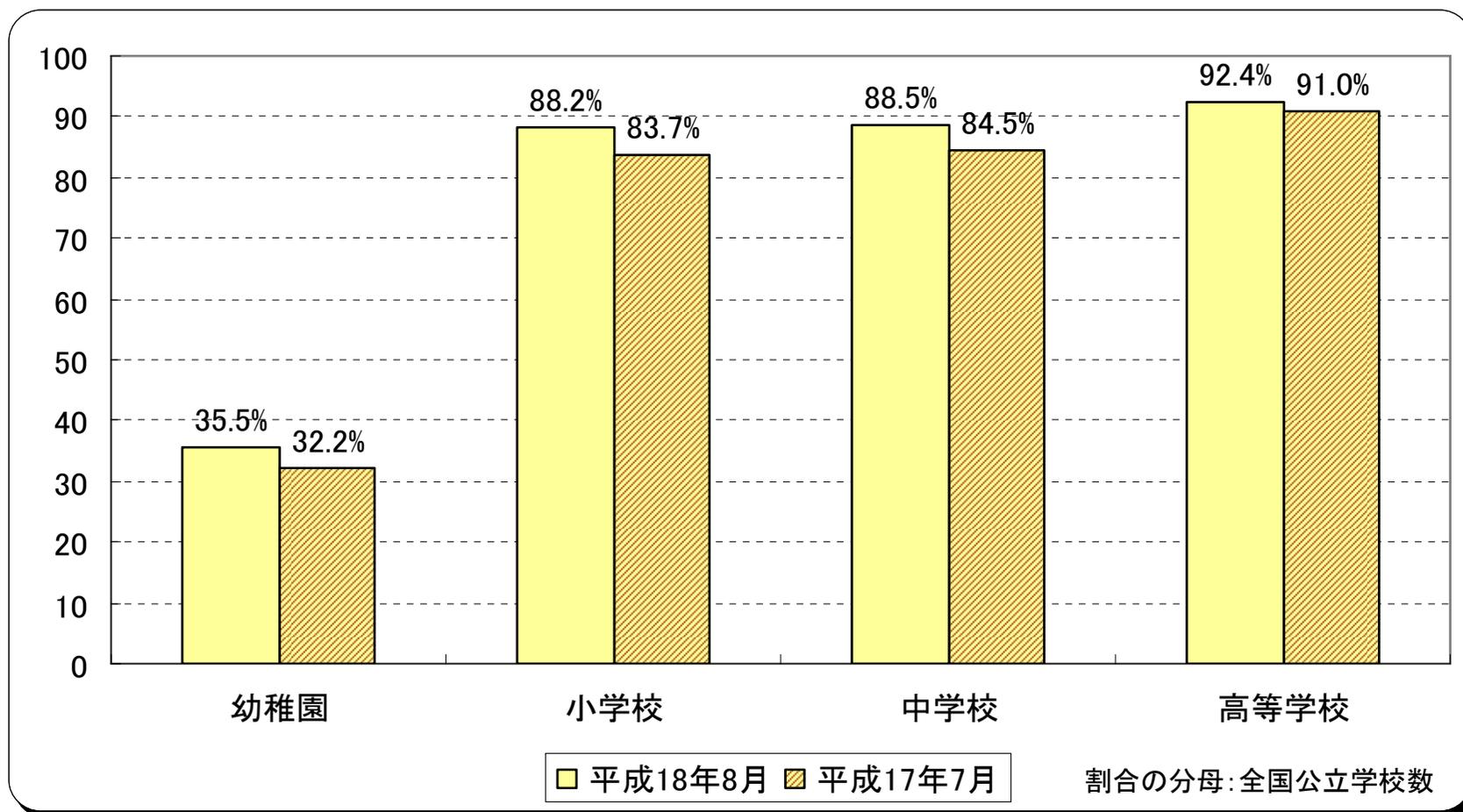


○学校評議員(類似制度含む)を設置している学校の割合は**82.3%**。

○これは昨年と比べて、**3.9ポイントの上昇**。

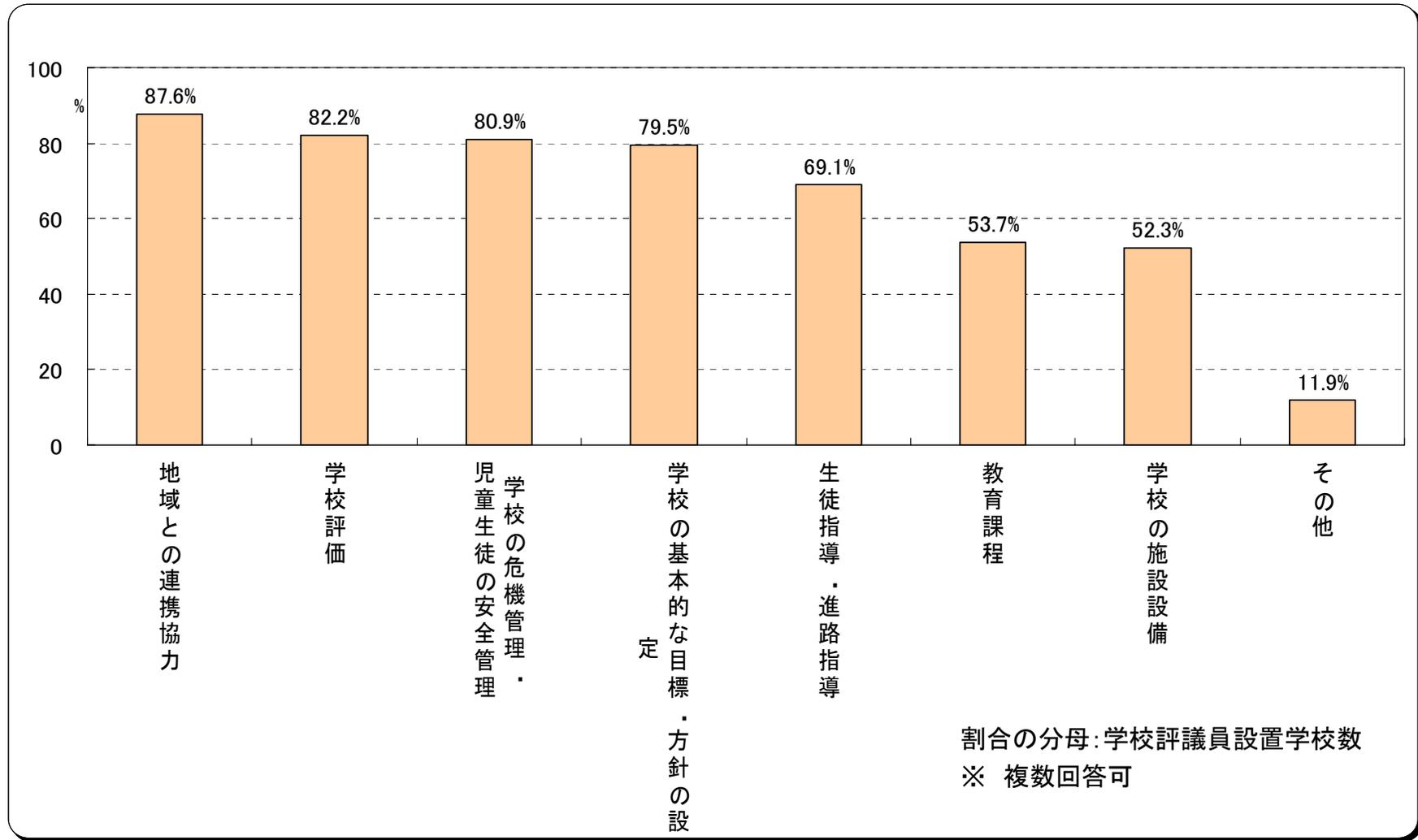
○また、学校評議員(類似制度含む)を**設置済みの学校**に、**設置を検討中の学校**を加えると全体の学校数の**87.7%**。

2. 学校評議員(類似制度含む)を設置している学校の割合(公立校種別・平成17年・平成18年)



○ 学校評議員(類似制度)を設置している学校の割合に関しては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全ての学校種において前回調査(平成17年7月時点)より増加している。また、小中学校における設置率も、9割に近づいている。

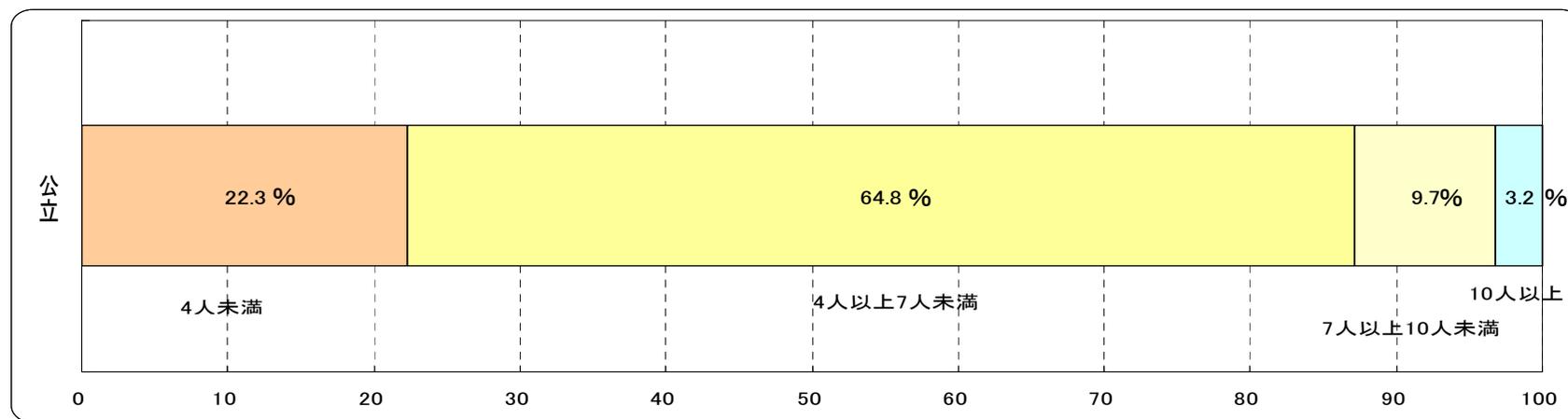
3. 学校評議員からの意見聴取事項、活動内容(公立学校・平成18年8月時点)



○ 学校評議員からの意見聴取活動や、学校評議員の活動内容については、地域との連携協力、学校評価、学校の危機管理・児童生徒の安全管理といった分野での割合が高い。

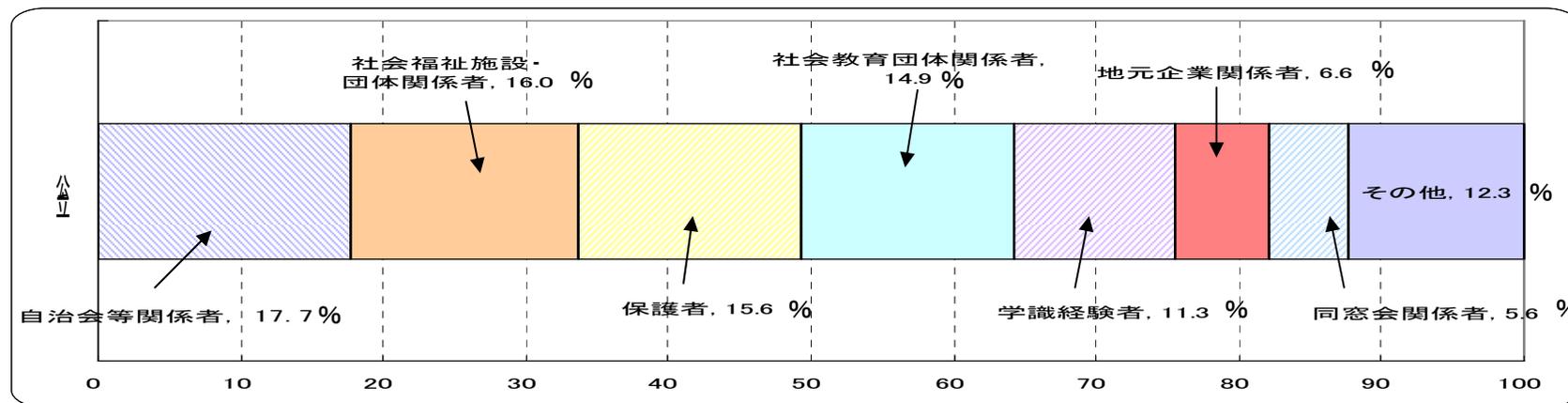
4. 学校評議員の人数(公立学校・平成18年8月時点)

※割合の分母:学校評議員設置校数



5. 学校評議員の職種(公立学校・平成18年8月時点)

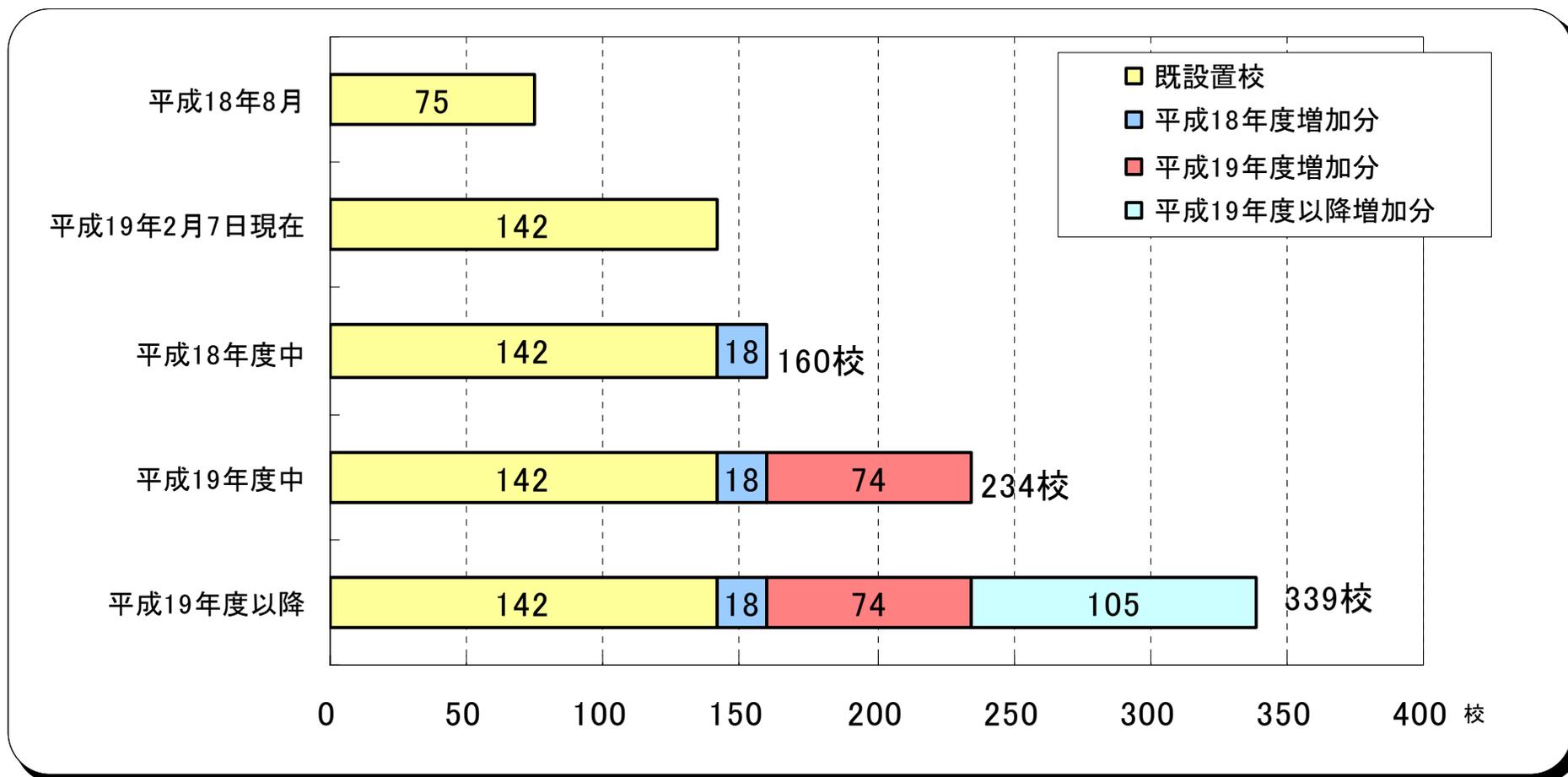
※割合の分母:学校評議員の総人数



○ 学校評議員の人数については、公立学校で4人以上7人未満が64.8%と最も多い。

○ 学校評議員の職種については、公立学校で自治体関係者や社会福祉施設・団体関係者、さらに社会教育団体関係者、保護者、がほぼ同じ割合である。

6. 公立学校における学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の指定(予定状況)



○学校運営協議会を設置している学校は、平成18年8月1日現在では、全国で**75校**。

○これは昨年と比べて、**50校の増加**。

○なお、**平成19年2月7日現在**では、全国で**142校**に設置済み。

○また、学校運営協議会を**設置済みの学校**に、**設置を予定・検討中の学校**を加えると全国で**339校**に上る。